

177

環境影響評価書

—臨海副都心有明北地区埋立事業—

平成 11 年 3 月



東京都

第1章 総 括

1-1 事業者の名称及び所在地

名 称：東京都

代表者：東京都知事 青島幸男

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

1-2 対象事業の名称及び種類

事業の名称：臨海副都心有明北地区埋立事業（以下、「本事業」という。）

事業の種類：埋立

1-3 対象事業の内容の概要

本事業は、「臨海副都心まちづくり推進計画」（平成9年3月）に基づき、臨海副都心有明北地区において、海辺の景観を活用したうるおい豊かな都市型住宅の配置や自然に親しめる水際沿いにはウォーターフロントの景観をいかした店舗等の商業機能を誘導するため、有明北地区の水域を埋立て、用地を造成整備するとともに、高潮に対し安全かつ人々に開かれた水辺空間を創出する緩傾斜型防潮護岸を整備するものである。

本事業の概要は、表-1.3.1に示すとおりである。

表-1.3.1 事業の概要

位 置		東京都江東区有明一丁目地先	
規 模	埋 立 面 積	約 35.4 h a	
	埋 立 土 量	約 246 万 m ³	
	緩傾斜型防潮護岸 の延長	緩傾斜型	約 410 m
		直立型	約 1,520 m
		合 計	約 1,930 m
工 事 期 間		5 ヶ年	
工事完成予定年度		平成 16 年度	

1-4 環境に及ぼす影響の評価の結論

本事業の計画内容と埋立区域周辺の地域概況を考慮し、選定した予測・評価項目について現況調査を行い、対象事業が環境に及ぼす影響について予測・評価した。

評価の結論は、表-1.4.1(1)～(2)に示すとおりである。

表-1.4.1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
1. 大気汚染	工事の施行中における建設機械及び船舶の稼働に伴う二酸化硫黄 (SO_2) 及び一酸化炭素 (CO) の将来濃度の最大値は、工事の最盛期において、それぞれ 0.021ppm、1.86ppm であり、環境基準を下回る。二酸化窒素 (NO_2) については、工事の最盛期において 0.075ppm で、環境基準を上回るが、本事業の寄与率は約 1 割程度である。
2. 悪臭	工事の施行中におけるしゅんせつ工事により発生する臭気は、脱臭剤の噴霧等を行うことにより、工事区域境界、最寄りの住宅の敷地境界ともに、臭気濃度が 10 以下となり、「東京都公害防止条例に基づく悪臭の規制基準」を下回る。
3. 騒音	工事の施行中における建設作業騒音の最大値は 79 dBS(A) であり、「騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準値」及び「東京都公害防止条例に基づく指定建設作業に適用する騒音の勧告基準値」以下である。
4. 振動	工事の施行中における建設作業振動の最大値は 70 dB であり、「振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準値」及び「東京都公害防止条例に基づく指定建設作業に適用する振動の勧告基準値」以下である。
5. 水質汚濁	工事の施行中における浮遊物質 (SS) 濃度は、工事区域境界で最大約 15 mg/l となり、評価の指標を下回る。 工事の完了後における埋立地の出現に伴う化学的酸素要求量 (COD) 濃度は、環境基準を下回る。埋立地がある場合と無い場合とを比較した化学的酸素要求量 (COD) 濃度の変化の程度は小さい。

表-1.4.1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
6. 植物・動物 6-1 陸上動物	工事の施行により鳥類の生息環境に影響を及ぼすが、工事の影響の及ばない周辺水域へ一時的に退避するため、影響は少ないと考える。 工事の完了後における埋立地の出現に伴い、鳥類の生息域の一部は減少するが、埋立地の水際部に緑地などを備えた海浜公園を整備し、干潟機能を持った沙入や緩傾斜型護岸を設置することにより、多様性に富んだ生息環境の創出に配慮することから、鳥類の生息環境への影響は少ないと考える。
6-2 水生生物	工事の施行中における浮遊物質量(SS)濃度は、工事区域境界で最大約15mg/lとなり、魚類等の生育環境に与える影響は少ない。 工事の完了後における埋立地の出現に伴い、水生生物の生育環境の一部は減少するが、その影響を軽減するため、東側及び西側の水域や旧防波堤と埋立地の間に水路を確保し、しゅんせつ土等を覆土することにより、水生生物の生育環境の復元に配慮する。 さらに、干潟機能を持った沙入や緩傾斜型護岸並びに近自然型ブロックを持つ直立型護岸を整備し、水生生物の生育環境の創出に配慮することから、影響は少ないと考える。
7. 景 観	工事の完了後における埋立地や緩傾斜型護岸の出現は、スカイラインを変化させるものではない。また、周辺の景観に調和するように水面を残し、護岸の前面には自然石を模した近自然型ブロックを持つ直立型護岸を整備するとともに、干潟機能を持った沙入や緩傾斜型護岸を整備するなど、うるおい豊かな水辺環境が創出されることから、景観の変化が周辺に与える影響は少ないと考える。

1-5 評価書案の修正の概略

評価書案の修正の概略は、表-1.5.1に示すとおりである。

表-1.5.1 修正の概略

頁	修正箇所	修正事項	修正内容
p.39	第2章 対象事業の目的 及び内容 2-2 事業の内容 2-2-6 工事計画	工事工程	知事意見に基づき、燃料使用量の平準化を行い、工事工程を変更した。
p.303, p.309	第5章 現況調査・予測 5-7 景観 5-7-2 予測	予測結果	知事意見に基づき、既に計画が固まっている事業についてのフォトモンタージュを作成し、記述を追加した。
p.325	第7章 環境保全のための 措置 7-2 悪臭	—	知事意見に基づき、脱臭剤の効果等の確認及び使用についての記述を追加した。
p.325	7-4 水質汚濁	—	知事意見に基づき、浮遊物質の拡散防止対策についての記述を追加した。
p.326	7-5 植物・動物 7-5-2 水生生物	—	知事意見に基づき、覆土による生育環境の復元の確認についての記述を追加した。